

トヨタアセット 配当フォーカスオープン

愛称：TA配当フォーカス

追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型) / 分配金再投資可能



TOYOTA ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.

1. この目論見書により行うトヨタアセット配当フォーカスオープンの受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成16年5月7日に関東財務局長に提出しており、平成16年5月23日にその届出の効力が生じております。
2. トヨタアセット配当フォーカスオープンの受益証券の価額は、同ファンドに組入られる有価証券の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 当ファンドは、元金が保証されているものではありません。
4. ファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
5. この目論見書に使用している税率は、平成16年4月30日現在のものですが、税法が改正された場合は、それにともない税率が変更されることがあります。

平成16年5月7日有価証券届出書提出

発行者名：トヨタアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 奥村 恵勇

本店の所在の場所：東京都港区海岸一丁目11番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

トヨタアセット配当フォーカスオープン

募集内国投資信託受益証券の金額：

当初募集額：200億円を上限

継続募集額：2,000億円を上限

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名称 ... トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店
所在地 ... 愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号

目論見書の目次

本書をご覧いただく前に～

ファンドの概要

1. ファンドの基本情報	1
2. ファンドの特色	4

ファンドの運用及びリスク

1. 投資方針	8
2. ファンドの仕組み	10
3. 運用体制	11
4. 分配方針	12
5. 投資リスクとリスク管理体制	13
6. 運用状況	16
7. ファンドの現況	16
8. 投資対象	16
9. 投資制限	18

諸手続き・費用と税金

1. 申込（買付）手続	20
2. 換金（解約）手続	21
3. 手数料等及び税金	23

管理及び運営

1. 資産管理等の概要	27
(1) 資産の評価	27
(2) 保管	27
(3) 信託期間	28
(4) 計算期間	28
(5) その他	28
2. 受益者の権利等	31

ファンドの経理状況	31
-----------	----

その他の情報

1. その他のファンド情報	32
2. 委託会社の概況	32
3. その他	33

約款	36
----	----

用語集	47
-----	----

本書をご覧いただく前に～

お客様のご理解を深めていただくために、目論見書をご覧になるにあたって、基本的な投資信託の用語をご説明いたします。

投資信託の運営の仕組みに関する事項

投資信託(ファンド)は、以下3つの専門の機関が役割分担をすることで成り立っています。

1. 委託会社(投資信託会社=運用会社)

ファンドの運用および設定・運営・管理等をおこなう会社(運用会社ともいいます。)をいいます。当ファンドの委託会社はトヨタアセットマネジメント株式会社です。尚、お客様からお預かりした資産は、委託会社でなく、2.の受託会社で保管・管理されています。

2. 受託会社(受託銀行=信託銀行)

ファンドの資産をしっかりと保管・管理を行なう銀行を受託会社といいます。通常、信託銀行が行います。信託銀行は、1.の委託会社(投資信託会社)による運用の指図に従って株式や債券などの管理を行います。

また、信託銀行で保管された資産は、信託法に基づき、信託銀行固有の資産(自己の資産、預金など)とは分別されて保管しますので、万一信託銀行が破綻した場合でも資産は制度的に安全です。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。当ファンドの受託会社は、UFJ信託銀行株式会社です。

3. 販売会社

ファンドのお申込(買付)の受付、ご解約の受付、解約代金・償還金・分配金の支払い、分配金の再投資の事務手続きなどを行ない、お客様との窓口になる会社をいいます。当ファンドの販売会社は、本文中の照会先や弊社ホームページで知ることができます。

お申込み・ご解約に関する事項

お申込みやご解約に関しては、ファンドの価額についての用語が使われます。

1. 基準価額

ファンドの単位あたりの時価を示します。単位あたりとは、当ファンドの場合、設定当初1口=1円ですので、1万口あたりの価額で表示されます。

2. 解約価額、お手持額

解約の際の税引き前の価額です。当ファンドの場合は、基準価額=解約価額となります。

当ファンドでは、お手持額=基準価額 税金となります。

(詳しくは本文P22をご参照ください。)

コスト(費用)に関する事項

お客様が主にご負担していただく費用として、主に以下の用語が使われます。

1. 信託報酬

お客様が、上記3つの専門機関が行う業務(運用、管理、事務等)のために支払う費用です。年率0.882%(税抜0.84%)と表示され、毎日、信託財産総額から日割りで差し引かれます。従って、日々の基準価額は、信託報酬が差し引かれた後のものです。

2. 申込手数料、解約手数料

ファンドの取得申込や解約の際、別途、お客様が販売会社に支払う手数料をいいます。当ファンドでは、解約時の手数料はありません。

1. ファンドの基本情報

ファンドの名称	トヨタアセット配当フォーカスオープン(愛称:TA 配当フォーカス)
基本的性格	追加型株式投資信託 国内株式型(一般型) 「国内株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。
ファンドの目的	主として、わが国の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。
主な投資対象	東京証券取引所第一部、第二部上場株式を実質的な主要投資対象とします。
投資方針	企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 詳細はP4以降のファンドの特色以降をご覧ください。
主な投資制限	1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 2. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
信託期間	原則、無期限
決算日	原則として、毎年1月25日 (ただし、当該日が休業日の場合翌営業日)
申込時期	当初募集期間 平成16年5月24日～平成16年6月21日 継続募集期間 平成16年6月22日～平成17年4月21日 継続募集期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込取扱場所	販売会社にて申込みを取り扱います。 販売会社につきましてはP7の委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	お申込みの受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社が受付けたものとは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益証券の取得の申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

申込単位

最低単位を 1 円単位または 1 口単位として、販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
(当初元本 1 口あたり 1 円)
当ファンドには、「分配金受取りコース」、「分配金再投資コース」があります。

申込価額

当初募集期間：1 口あたり 1 円
継続募集期間：取得申込日の基準価額（1 万口当り）

申込手数料

取得申込日の基準価額（当初募集期間は 1 口あたり 1 円）に、上限 1.575%（税抜*1.5%）の手数料率を乗じて得た額の範囲以内で販売会社が各々定めるものとします。

*税抜とは消費税および地方消費税を差引いたものです。（以下、本書にて同じ記載とします。）
収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。
詳しくは、販売会社ないしは P7 の委託会社の照会先にお問い合わせください。

信託報酬

純資産総額に対して年率 0.882%（税抜 0.84%）

収益分配

毎計算期末に決算を行ない、基準価額水準、市況動向等を勘案して経費控除後の配当等収益を中心に分配します。なお、経費控除後の売買益等については、基準価額水準を勘案して分配することがあります。分配対象収益が少額の場合や基準価額水準によって分配を行わないことがあります。

「分配金受取りコース」の場合
原則、決算日から起算して 5 営業目以降にお支払いします。
(税金差し引き後)

「分配金再投資コース」の場合
税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

販売会社により、取扱わないコースもありますので詳細は販売会社にお問い合わせください。

解約時期、解約単位

原則、平成 16 年 7 月 22 日以降、ご解約のお申込みができます。（平成 16 年 7 月 21 日まではクローズド期間です。）

平成 16 年 7 月 21 日までにおいて、次の特別な事由がある場合に限り、特別解約を受付けます。この場合、委託者は受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求めることができます。

受益者が死亡したとき 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 受益者が破産宣告を受けたとき 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

お受取りは、原則として、一部解約請求受付日から起算して 5 営業日以内です。

解約単位は、1口単位です。(販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。)

解約申込締切時間

ご解約の申込みの受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時(年末年始など証券取引所が半休日のときは、午前11時)までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には金額制限や受付時間に制限を設ける場合があります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび、既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして扱います。

解約価額

一部解約請求受付日の基準価額とします。
解約時の手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

課税上の取扱い

後述の 諸手続き・費用と税金の P23 をご参照ください。

受益証券の保有

受益証券は、販売会社の 保護預り とすることができます。分配金再投資コースの場合はすべて販売会社の 保護預り となります。

運用状況のお知らせ

決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。運用報告書はあらかじめお申しいただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。

また、弊社ホームページで、月次レポートをご覧いただけます。

信託金の限度額

2,000 億円

(注) なお、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、販売単位・手数料等が上記と異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. ファンドの特色

1

“配当”に着目した銘柄選択により、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。

- ・企業の事業活動の結果、獲得した利益は、設備投資やその備え、借入金返済による財務体質強化、配当等による株主還元配分されます。
- ・その中で「配当等による株主還元」に積極的な企業は、収益の将来性と財務健全性を備えた企業であるとの観点から“配当”に着目します。

2

東証1部・2部に上場する企業の中から、配当政策の指標となる配当性向や配当水準の指標となる予想配当利回り（市場平均を上回る）に加え、収益性、財務健全性等を加味した銘柄候補群を抽出します。

3

銘柄候補群から組入れ銘柄の決定のポイント

- (1) 配当政策に「積極的な株主還元姿勢」が示されている企業や増配余力があり積極的な配当政策への転換が期待される企業等と、「予想配当利回り」が相対的に高い企業の中から総合的に評価を行い、銘柄を決定し投資することで中長期的な株式投資による収益の獲得を目指します。
(約7割)
- (2) トヨタアセット独自手法を用いて算出した「投資魅力度」の高い銘柄に投資し、追加収益の獲得を目指します。(約3割)

4

株式の実質組入比率は、通常の状態では高位とします。

- ・当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。

5

年1回決算時に、原則として経費控除後の配当等収益を中心に分配します。

- ・基準価額水準等を勘案し、経費控除後の売買益等からも分配することがあります。また、基準価額水準によっては分配を見送ることもあります。

資金動向、市況動向ならびに残存信託期間等によっては上記の運用ができないこともあります。

組入銘柄選定のポイント

配当に着目した銘柄選択により、
「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。

銘柄選びは「配当」に着目

東証1部・2部上場企業の中から、配当性向や市場平均上回る予想配当利回り、収益性、財務健全性等を加味した銘柄候補群から、次のポイントに着目し銘柄を決定します。

配当政策:積極的な株主還元姿勢

企業が公表する配当方針や増配余力があり積極的な配当政策への転換が期待できる企業等

予想配当利回り:相対的に高い銘柄

市場や業種内比較等において、相対的に高い予想配当利回りの銘柄

総合的に評価、投資し中長期的な株式投資による収益の獲得を目指します(約7割)

トヨタアセット独自手法を用いて算出した投資魅力度(スコアリングモデルの活用)

収益性や成長性、株価の割安度などを統計的・計量的に分析し、当社独自の手法で算出した投資魅力度の高い銘柄に投資

追加収益の獲得を、積極的に狙います(約3割)

ご投資家へのメッセージ(設定・運用 トヨタアセットマネジメント)

このファンドは、「配当」に焦点を当てて、投資する銘柄を選んでいきます。

これは「配当金」という投資収益が獲得できることに加え、企業の「配当政策」にその企業の経営状況や経営姿勢が色濃く表れると考えているからです。

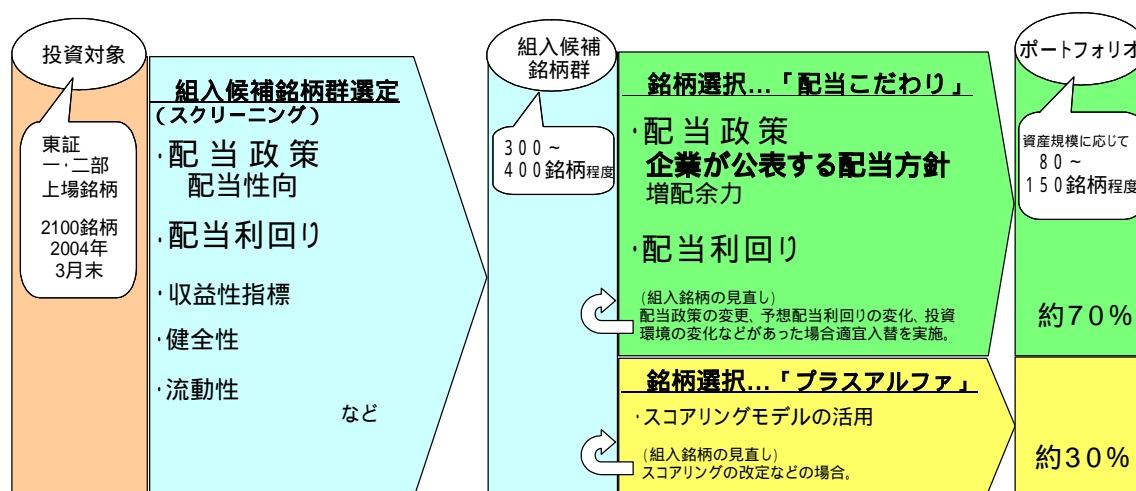
例えば、「配当を増やす」という決定には、原資となる利益があり、将来もその利益水準を確保できる自信があること、借入金が多くないこと、過剰な投資をしていないこと、投資家へ利益を還元しようとする誠実な経営姿勢、などがその背景にあると考えられます。

中長期の株式投資においては、経営のしっかりとした企業を選んで投資することが重要であり、その切り口として「配当」は有効であると私たちは考えます。

「中長期的な資産づくり」の一助として、投資家の皆さまのご期待にお応えできるよう、運用していきますので、末永いお付き合いのほど、よろしく願いいたします。

組入銘柄の選定プロセスについて

(イメージ図)



* 資金動向、市況動向、残存信託期間によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

【組入銘柄選定プロセス図の各 のご説明】

組入候補銘柄群の選定（東証1部・2部上場銘柄）

1. 配当政策の観点から、予想配当性向 で評価し、組入候補銘柄を抽出します
2. 配当利回り水準の観点から、予想配当利回りが東証1部の市場平均 を上回る銘柄を組入候補とします。
3. 1.2.に加え、収益性、健全性、流動性なども勘案します。

予想配当性向 = 予想配当金支払額 / 予想純利益で算出

利益からどのくらい配当金が支払われるのかを示しており、数値が高いことは株主への利益還元率が高いことを示します。よって企業の配当政策を評価する1つの指標となります。

市場平均とは、東証第1部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。

「配当こだわり」銘柄選択（ポートフォリオの約7割部分）

1. 企業の配当政策と予想配当利回りに主眼をおき、総合的に評価を行い、銘柄を決定し投資することで中長期的な株式投資による収益 の獲得を目指します。
 - ・配当政策 企業が公表する配当方針で「積極的な株主還元姿勢」が示されている企業や、増配余力があり積極的な配当政策への転換が期待される企業などに着目します。
 - ・予想配当利回り 利回り水準が市場や業種内比較などにおいて相対的に高い銘柄に着目します。
 - ・上記の観点を総合的に評価し、投資銘柄を決定します。

株式の収益には、株価の値上り値下がり（キャピタルゲイン・ロス）と配当収益（インカムゲイン）にわかれます。株価の値上り値下がりは配当収益より大きく、元金は保障されません。

2. 配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合、適宜銘柄入替を行います。

「プラスアルファ」銘柄選択（ポートフォリオの約3割部分）

1. 収益性や成長性、株価の割安度などを統計的・計量的に分析しトヨタアセット独自の手法を用いて算出した「投資魅力度」の高い銘柄に投資し、追加収益の獲得を積極的に狙います。（スコアリングモデルの活用）
2. 定期的に銘柄の入替・組入比率の変更を検討し、実施します。

リスク要因と留意点

当ファンドは主にわが国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、受益者の投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被る場合があります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて受益者に帰属します。ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

詳しくは、本文 P13「投資リスクとリスク管理体制」を必ずご覧ください。

株式の価格変動リスク

基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受け、下落することがあります。当ファンドは、主に、「配当」に着目した銘柄に投資しますので、業種配分等がわが国の株式市場全体における構成比率とは大きく異なる場合も想定され、この場合わが国株式市場全体の動きとファンド基準価額の動きが大きく異なることがあります。

信用リスク

流動性リスク

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

資産規模に関わるリスク

その他留意点

[照会先]

トヨタアセットマネジメント株式会社（委託会社）	
電話番号	03-5776-4760
ホームページアドレス	http://www.tamc.co.jp/
受付時間は、営業日の午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分、午後 12 時 30 分～午後 4 時 30 分（証券取引所が半休日のときは、午前 11 時 30 分まで）とします。	

ご投資家の皆様におかれては、目論見書本文をよくお読みいただき、商品内容、リスク等を十分にご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

1. 投資方針

(1) 運用の基本方針

この投資信託は、主として「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」受益証券（以下、「マザーファンド」といいます。）に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

(2) 運用方法

イ. 主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

ロ. 投資態度

1. 企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行なう「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。

2. 株式への投資にあたっては、株式ポートフォリオの約7割については、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼を置いて、総合的に評価し、組入れ銘柄を選定します。

3. これらの銘柄については、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。

4. 残りの株式ポートフォリオの約3割程度は、配当を考慮して抽出した銘柄群の中から、当社開発のスコアリングモデルを活用して銘柄を選択し、投資環境に応じて適宜組入れます。

5. ファンドに組入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄の中から選択します。

市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。

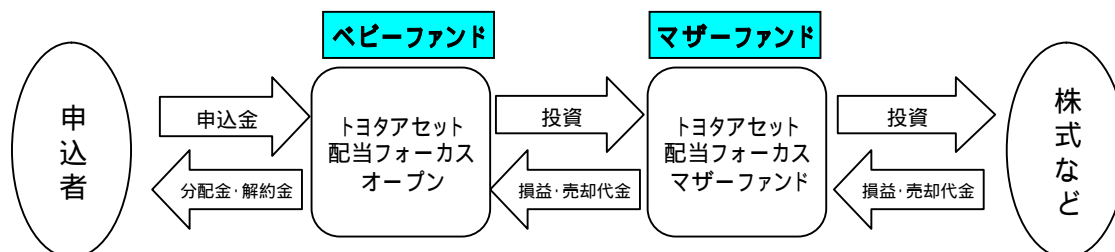
6. マザーファンドの組入比率は、通常の状態での高位を保つことを基本とします。（従って、株式の実質組入比率は通常の状態での高位となります。）

7. 株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属すると見なした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

8. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行なうファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式について



(参考) マザーファンドの概要

トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド

基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

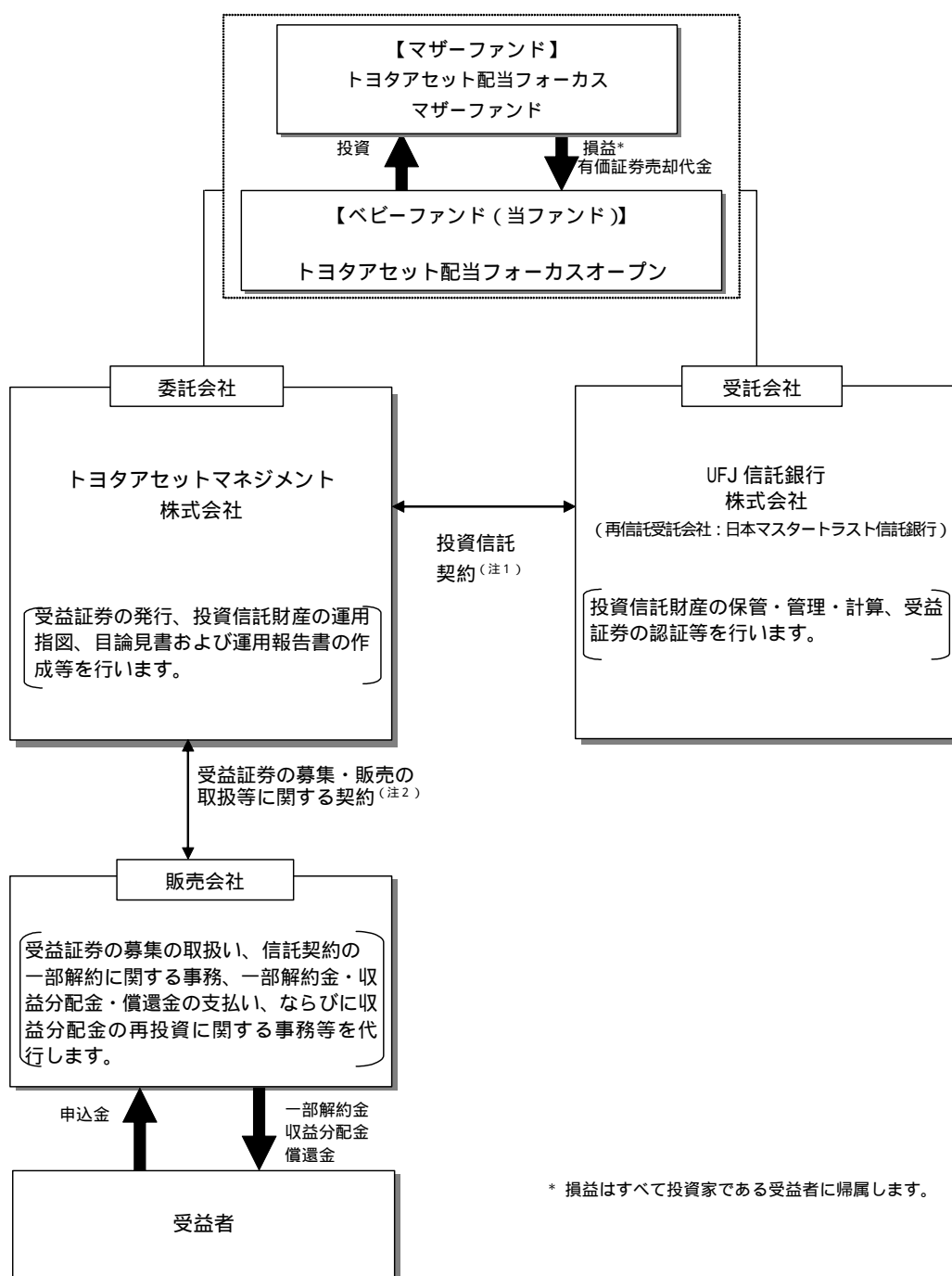
(1) 投資対象

東京証券取引所第一部並びに第二部上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1. 企業の経営姿勢が現れる“配当”に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
2. 株式への投資にあたっては、株式ポートフォリオの約7割については、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼をおいて、総合的に評価し、組入れ銘柄を選定します。
3. これらの銘柄については、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。
4. 残りの株式ポートフォリオの約3割程度は、配当を考慮して抽出した銘柄群の中から、当社開発のスコアリングモデルを活用して銘柄を選択し、投資環境に応じて適宜組入れます。
5. ファンドに組入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄の中から選択します。
市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。
6. 株式の組入比率は、通常の状態でも高位を保つことを基本とします。
7. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
8. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

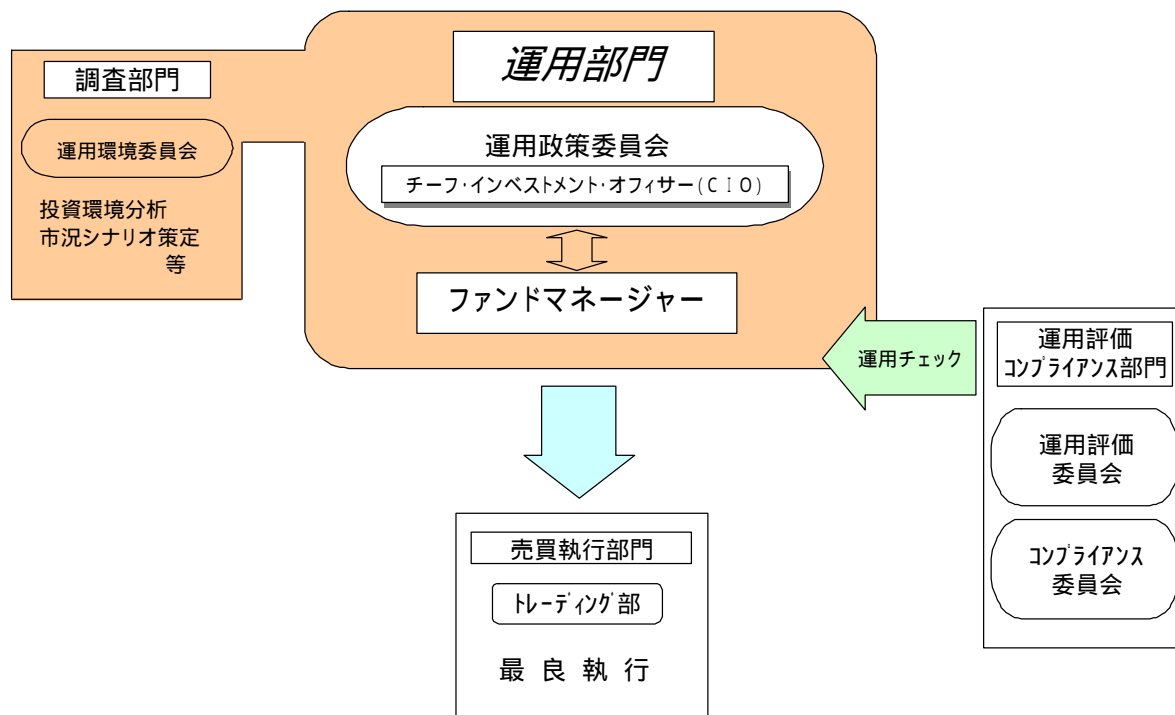
2. ファンドの仕組み



委託会社と関係法人との契約の概要

- (注1) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したものの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- (注2) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。

3. 運用体制



【運用部門での流れ】

1. ファンドの具体的な運用計画を策定します。
ファンドマネージャーは、投資環境見通し等に基づき、ファンドの具体的な運用計画を策定します。
2. 運用政策委員会において運用計画を審議、承認します。
3. 運用の実行を指図します。
ファンドマネージャーは、運用計画に基づき、有価証券の売買等の運用の実行を指図します。
4. トレーディング部門は、売買の指図に基づき売買の執行を行いません。

ファンドの運用体制等は平成16年4月30日現在であり、今後変更になる場合があります。

4. 分配方針

(1) 収益分配方針

毎決算時（毎年1回、原則として1月25日。ただし、当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。）に原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

基準価額水準、市況動向等を勘案して経費控除後の配当等収益を中心に分配します。なお、経費控除後の売買益等については、基準価額水準を勘案して分配することがあります。分配対象収益が少額の場合や基準価額水準によって分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

(2) 収益分配金の計理

イ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(3) 収益分配金の交付

イ．分配金受取りコース

原則、決算日（原則、毎年1月25日 休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業目以降に販売会社にて、お支払いします。（税金差し引き後）

ロ．分配金再投資コース

税金を差し引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

5. 投資リスクとリスク管理体制

(1) 投資リスク

当ファンドは、主にわが国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式等の有価証券市場の相場変動、組入る有価証券の発行者の信用状況の変化、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。

したがって、受益者の投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて受益者に帰属します。ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、当ファンドは、主に、「配当」に着目した銘柄に投資しますので、業種配分等がわが国の株式市場全体における構成比率とは大きく異なる場合も想定され、この場合わが国株式市場全体の動きとファンド基準価額の動きが大きく異なることがあります。

信用リスク

一般に株式や債券等の有価証券の発行者またはコール・ローン等の金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該商品の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、期待される価格で機動的に株式等を売買できない場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有株式等を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあり、市況動向や市場の流動性等の状況によっては基準価額が下落する可能性があります。

資産規模に関わるリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

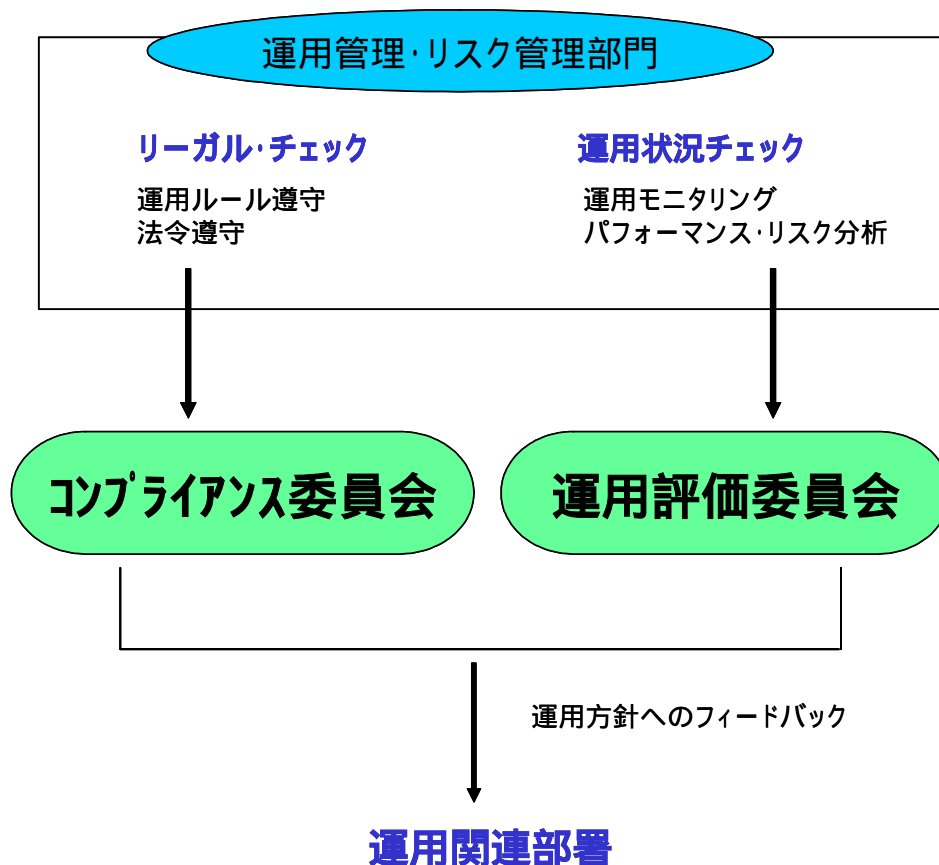
その他留意点

1. 証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益証券の取得の申込および解約の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約の申込の受付を取り消す場合があります。
2. 外貨建資産に投資することがあった場合には、当該通貨に対して円高になることは、基準価額が下落する要因となります。
3. 受益権口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
4. 当ファンドは、設定後1ヶ月間（平成16年7月21日まで）はクローズド期間のため原則として、解約することはできません。詳しくは、目論見書本文P21の換金（解約）手続をご参照ください。
5. 当ファンドは、「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」に投資する他のベビーファンドが設定された場合、解約代金を手当てするために、マザーファンドに属する有価証券を大量に売却しなくてはならないことがあります。その場合市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が変動する場合があります。

平成16年5月7日現在、「トヨタアセット配当フォーカスオープン」以外で「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」に投資するファンドはありません。今後は、他のファンドが設定されることがあります。

(2) リスク管理体制

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。

**コンプライアンス委員会**

投資信託の信託財産の運用にかかる投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用に資することを目的とします。

運用評価委員会

投資信託の信託財産の運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与することを目的とします。

リスク管理体制は平成16年4月30日現在であり、今後変更になる場合があります。

6. 運用状況

ファンドは、平成 16 年 6 月 22 日から運用することを予定しており、したがって、該当事項はありません。

7. ファンドの現況

ファンドは、平成 16 年 6 月 22 日から運用することを予定しており、したがって、該当事項はありません。

8. 投資対象

(1) 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
3. 有価証券オプション取引にかかる権利
4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
5. 金銭債権
6. 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）
7. 金融先物取引等にかかる権利
8. 金融デリバティブ取引にかかる権利
9. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第 1 号に掲げるものに該当するものを除きます。）

金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。）

ロ. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
2. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、トヨタアセットマネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトヨタアセット配当フォーカスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、（2）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（4）その他運用指図を行なうことができる取引

信用取引
先物取引等
スワップ取引
金利先渡し取引および為替先渡し取引
有価証券の貸付
外国為替予約取引
資金の借入れ
受託会社による資金の立替え

詳しくは、約款をご覧ください。

9. 投資制限

【約款に定める主な投資制限】

株式への投資制限

株式への実質投資割合 には、制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下、同じ。)

同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては投資することができるものとします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

その他、詳しくは、約款をご覧ください。

【法令による投資制限】

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一の法人の発行する株式について、次の(イ)の数が(ロ)の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(イ)委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式にかかる議決権の総数

(ロ)当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該信託財産にかかる次のイおよびロに掲げる額（これにかかる取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびにハ・ならびにニ・に掲げる額の合計額を下回るることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産にかかる有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

イ．当該投資信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定にかかるものを除きます。）

ロ．当該投資信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。

ハ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

ニ．当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価と帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

（参考）マザーファンドの投資制限の概要

トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド

投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、外国為替予約取引は、約款の範囲で行ないます。

その他、詳しくは、約款をご覧ください。

1. 申込(買付)手続

申込期間	<p>当初募集期間：平成 16 年 5 月 24 日～平成 16 年 6 月 21 日まで</p> <p>継続募集期間：平成 16 年 6 月 22 日～平成 17 年 4 月 21 日まで (継続募集期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)</p>
申込時期	<p>申込みの受付は原則として販売会社の各営業日の午後 3 時(年未年始など証券取引所が半休日のときは、午前 11 時)までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。</p>
申込単位	<p>申込コース</p> <p>分配金の受取方法により、申込みには、次の 2 つのコースがあります。</p> <p>分配金受取りコース(収益の分配時に分配金を受取るコース)</p> <p>分配金再投資コース(分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース)</p> <p>販売会社によりどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。</p> <p>申込単位</p> <p>最低単位を 1 円単位または 1 口単位として、販売会社が定めるものとします。(当初元本 1 口あたり 1 円)詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p> <p>収益分配金を再投資する場合には 1 口単位とします。</p> <p>なお、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結した場合、当契約で規定する申込単位とします。詳しくは、販売会社でご確認ください。</p> <p>*販売会社により異なる名称を使用することがあります。</p>
申込手続等	<p>取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込みを行ないます。</p> <p>「分配金再投資コース」を選択された場合、販売会社との間で、累積投資契約(販売会社により異なる名称を使用することがあります。)を締結します。</p> <p>「定時定額購入サービス」(販売会社により異なる名称を使用することがあります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。</p> <p>なお、受益者は受益証券を販売会社との間で結んだ保護預りに関する契約に基づき保護預かりとすることができます。なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預かりとさせていただきます。</p>
申込手数料	<p>申込手数料は、取得申込日の基準価額(当初募集期間中は 1 口 1 円)に販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は、1.575%(税抜 1.5%)を上限とします。</p>

	<p>収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。</p> <p>詳しくは、販売会社にお問い合わせいただけるほか、P7の委託会社に照会することができます。</p>
申込価額 (発行価格)	<p>当初募集期間：1口あたり1円</p> <p>継続募集期間：取得申込日の基準価額（1万口当り）</p>
申込代金	<p>申込代金は、取得申込日の基準価額 に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額です。</p> <p>当初募集期間は1口あたり1円です。</p>
申込取扱場所 (販売会社)	<p>販売会社にて申込みを取扱います。</p> <p>販売会社については、P7の委託会社に照会することができます。</p>
払込期日	<p>当初募集期間</p> <p>取得申込者は、当初募集期間中に申込代金（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を販売会社に支払うものとしします。</p> <p>当初募集期間中にかかる発行価額の総額は、設定日に、販売会社により委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。</p> <p>継続募集期間</p> <p>取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとしします。継続募集にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行なう日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンドの口座に払い込まれます。</p>
払込取扱場所	<p>お申込金額は、お申込みいただいた販売会社にお支払いください。販売会社については、P7の委託会社に照会することができます。</p>
その他	<p>証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益証券の取得の申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消す場合があります。</p>

2.換金（解約）手続

解約時期	<p>受益者は、平成16年7月22日以降、自己の有する受益証券につき、解約請求することができます。</p> <p>（平成16年7月21日まではクローズド期間です。）</p>
------	--

	<p>ご解約の申込みの受付は原則として販売会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など証券取引所の半休日においては午前 11 時）までに受けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。</p> <p>平成 16 年 7 月 21 日までに、次の特別な事由がある場合に限り、特別解約を受け付けます。この場合、委託者は受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求められます。</p> <p>受益者が死亡したとき 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき 受益者が破産宣告を受けたとき 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき</p> <p>ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には金額制限や受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
解 約 単 位	<p>1 口単位</p> <p>販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
解 約 手 数 料	ありません。
解 約 価 額	一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
信託財産留保額	ありません。
解約時お手持額 (一万口あたり)	<p>解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の 10%）を差引いた額。</p> <p>お手持り額 = 解約価額 - (解約価額 - 個別元本) × 10%</p> <p>詳しくは、次ページ以降をご参照下さい。</p>
お支払開始日	解約代金のお支払いは、原則として一部解約請求受付日から起算して 5 営業日目から販売会社にてお支払いします。
解約価額の 照会方法	解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。また、P7 に記載の委託会社に照会することができます。
そ の 他	<p>委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場合があります。</p> <p>一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとして扱います。</p>

3. 手数料等及び税金

お申込みから換金または償還時までの間にご負担いただく費用と税金は次のとおりです。

お申込時、中途換金時に直接ご負担いただく費用

時期	項目	費用
申込時	手数料	1.575% (税抜 1.5%) を上限として販売会社毎に定めます。
中途換金時 (解約請求時)	手数料 信託財産留保額	ありません。

・収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

収益分配時、中途換金時および償還時にご負担いただく税金

時期	項目	税金
収益分配時	所得税等	普通分配金に対し 下記の税率
中途換金時 (解約請求時)	所得税等	解約価額の個別元本超過額に対し 下記の税率
償還時	所得税等	償還価額の個別元本超過額に対し 下記の税率

(税率)

適用	受益者	税率	
平成 16 年 1 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで	個人	10% (所得税 7%・地方税 3%)	源泉徴収 (申告不要)
	法人	7% (所得税)	源泉徴収
平成 20 年 4 月 1 日から	個人	20% (所得税 15%・地方税 5%)	源泉徴収 (申告不要)
	法人	15% (所得税)	源泉徴収

確定申告を行なうことにより総合課税の選択が可能です。

信託財産で間接的にご負担いただく (信託財産が支払う) 費用

時期	項目	費用
毎日	信託報酬率	純資産総額に対して年率 0.882% (税抜 0.84%)
	信託報酬の配分	委託会社.....年率 0.4305% (税抜 0.41%) 販売会社.....年率 0.42% (税抜 0.4%) 受託会社.....年率 0.0315% (税抜 0.03%)

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息、有価証券の売買の際発生する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。ただし、信託財産の規模等により、委託会社が負担することができます。
- ・ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用については、信託財産から支払われます。

注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

申込手数料	<p>申込手数料は、取得申込日の基準価額（当初募集期間中は1口1円）に販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は、1.575%（税抜1.5%）を上限とします。</p> <p>分配金再投資の際には、申込手数料はかかりません。</p> <p>詳しくは販売会社にお問い合わせいただけるほか、P7記載の委託会社にお問い合わせすることができます。</p>									
換金（解約）手数料	ありません。									
信託報酬	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.882%（税抜0.84%）の率を乗じて得た額とします。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。</p> <p>信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。</p>									
信託報酬の配分	<p>委託会社、販売会社、受託会社との配分は、以下の通りとします。</p> <table border="1" data-bbox="555 965 1091 1131"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4305%</td> <td>0.42%</td> <td>0.0315%</td> </tr> <tr> <td>（税抜0.41%）</td> <td>（税抜0.4%）</td> <td>（税抜0.03%）</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	0.4305%	0.42%	0.0315%	（税抜0.41%）	（税抜0.4%）	（税抜0.03%）
委託会社	販売会社	受託会社								
0.4305%	0.42%	0.0315%								
（税抜0.41%）	（税抜0.4%）	（税抜0.03%）								
その他の手数料等	<p>信託事務等の諸費用</p> <p>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（諸経費）は、受益者の負担とし信託財産中から支弁します。</p> <p>受益者が負担する信託財産の財務諸表の監査に要する費用については、信託財産の純資産総額に年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、信託財産から支弁します。信託財産から支弁した年間の監査報酬額が一定額に満たない場合（信託財産の規模が少ない場合等）かかる費用を委託会社が負担します。</p> <p>ただし、純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625%（税抜0.0025%）とします。</p> <p>有価証券売買手数料等</p> <p>ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引に要する費用については、信託財産が負担します。</p> <p>その他</p> <p>資金借入れを行った場合、借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産から支払われます。</p>									

課税上の取扱い

受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

個人の受益者に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および一部解約時・償還時の差益について配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税（配当控除の適用あり）を選択することもできます。

上記 10%の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、20%（所得税 15% および地方税 5%）となる予定です。

一部解約時もしくは償還時の損失については、確定申告を行なうことにより、株式等の譲渡益との損益通算が可能になります。

法人の受益者に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

上記 7%の税率は、平成 20 年 4 月 1 月からは、15%（所得税 15%）となる予定です。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更となる場合があります。

=== 個別元本方式について ===

受益者毎の信託時の受益証券の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なう都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

===収益分配金の課税について===

課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

注) 税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

1. 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の算出方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。</p> <p>「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。信託財産のうち、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。</p>								
基準価額の算出頻度	毎営業日、計算されます。								
基準価額等の照会方法	<p>基準価額は、取扱販売会社にてご確認いただけます。 また、委託会社においてもご照会いただけます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">トヨタアセットマネジメント株式会社（委託会社）</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-5776-4760</td> </tr> <tr> <td>ホームページアドレス</td> <td>http://www.tamc.co.jp/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">受付時間は、営業日の午前8時30分～午前11時30分、午後12時30分～午後4時30分（証券取引所が半休日のときは、午前11時30分まで）とします。</td> </tr> </table> <p>原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、基準価額が掲載されます。</p>	トヨタアセットマネジメント株式会社（委託会社）		電話番号	03-5776-4760	ホームページアドレス	http://www.tamc.co.jp/	受付時間は、営業日の午前8時30分～午前11時30分、午後12時30分～午後4時30分（証券取引所が半休日のときは、午前11時30分まで）とします。	
トヨタアセットマネジメント株式会社（委託会社）									
電話番号	03-5776-4760								
ホームページアドレス	http://www.tamc.co.jp/								
受付時間は、営業日の午前8時30分～午前11時30分、午後12時30分～午後4時30分（証券取引所が半休日のときは、午前11時30分まで）とします。									
投資対象資産の評価	<p>当ファンドの主要投資対象資産の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額 <p>マザーファンドの主要投資対象資産の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の証券取引所上場株式 <p>原則、証券取引所における計算日の最終相場</p>								

(2) 保管

受益証券の保管	<p>受益者は、受益証券を販売会社に保護預りとすることができます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において保管されます。</p> <p>「分配金再投資コース」をお申込の場合には、すべて保護預りとなります。</p> <p>保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。</p>
---------	--

(3) 信託期間

信託期間	ファンドの信託期間は、平成16年6月22日以降、無期限とします。ただし、下記(5)その他「イ.信託の終了」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	---

(4) 計算期間

計算期間	原則、毎年1月26日から翌年1月25日まで 第1計算期間は、平成16年6月22日から平成17年1月25日まで 前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了は、(3)「信託期間」に定める信託期間終了日とします。
------	--

(5) その他

イ. 信託の終了 (繰上償還)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。 4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。 5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 6. 3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じたときは、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
--------------------	---

	<p>得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。</p> <p>7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> <p>8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「ロ.信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。</p> <p>9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
<p>ロ.信託約款の変更</p>	<p>1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>2. 委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>3. 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>4. 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。</p> <p>5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。</p>
<p>ハ.反対者の買取請求権</p>	<p>信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「イ.信託の終了3.」または「ロ.信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>

ニ. 運用に係る報告等	<p>委託会社は、「証券取引法」の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。</p> <p>また、弊社ホームページで、月次レポートをご覧いただけます。</p>
ホ. 委託会社の営業譲渡および承継に伴う取扱い	<p>委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。</p> <p>委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。</p>
ヘ. 受託会社の辞任	<p>受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、ロ. 信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。</p>
ト. 公 告	<p>委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
チ. 信託財産の分別管理	<p>受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、信託銀行固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管しますので、万一信託銀行が破綻した場合でも資産は制度的に安全です。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。</p>
リ. 信託事務の委託	<p>受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。</p>
ヌ. 関係法人との契約の変更	<p>委託会社と販売会社との間で締結された「受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、締結日から1年間とし期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。</p>

2. 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

<p>収益分配金に対する請求権</p>	<p>1. 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>2. 【累積投資契約を結んでいない場合（分配金受取りコース）】 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。</p> <p>【累積投資契約を結んでいる場合（分配金再投資コース）】 分配金は、税金を差し引いた後、自動的に全額再投資されます。この場合の受益証券の価額は、決算日の基準価額とします。ただし、一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、決算日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。</p> <p>3. 支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失いその金銭は委託会社に帰属します。</p>
<p>償還金に対する請求権</p>	<p>1. 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <p>2. 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内（原則として信託終了日から起算して5営業日目）の委託会社の指定する日から販売会社にて受益者にお支払います。</p> <p>3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失いその金銭は委託会社に帰属します。</p>
<p>換金（解約）請求権</p>	<p>受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。</p> <p>権利行使の方法については、「 諸手続き・費用と税金」「2 換金（解約）手続」をご参照ください。</p>

ファンドの経理状況

当ファンドは、平成16年6月22日から運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。ファンドの会計監査は、中央青山監査法人により行われます。

1. その他のファンド情報

(1) 発行数

当初募集期間：平成 16 年 5 月 24 日～平成 16 年 6 月 21 日まで
200 億口を上限とします。

継続募集期間：平成 16 年 6 月 22 日～平成 17 年 4 月 21 日まで
発行価額の総額が 2,000 億円となる口数を上限とします。

(2) 発行価額の総額

当初募集期間：200 億円を上限とします。

継続募集期間：2,000 億円を上限とします。

(3) 内国投資信託受益証券の形態等

無記名の契約型の追加型株式投資信託受益証券です。

当ファンドは格付けを取得していません。

(4) ファンドの沿革

平成 16 年 6 月 22 日...信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始(予定)

(5) 振替機関に関する事項 該当事項はありません。

(6) その他

日本以外の地域における発行 該当事項ありません。

2. 委託会社の概況

< 委託会社の概況 >

(1) 名称 トヨタアセットマネジメント株式会社

本店の所在地 東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号

(2) 資本の額：600 百万円（平成 16 年 4 月末現在）

(3) 会社の主な沿革

平成 2 年 2 月	千代田火災投資顧問株式会社設立
平成 4 年 3 月	投資一任業務の認可を取得
平成 11 年 9 月	商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
平成 11 年 12 月	証券投資信託委託業務の認可を取得
平成 12 年 6 月	商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
平成 13 年 2 月	名古屋支店開設

(4) 大株主の状況(平成16年4月末現在)

株主名	住所	保有株式数	保有比率
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号	6,000株	50%
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	6,000株	50%

3. その他

1. 目論見書の記載事項等

- (イ) 目論見書の表紙に委託会社の名称およびロゴ・マーク、図案、写真等を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また、表紙裏に金融商品販売法にかかる重要事項、税法が改正された場合税率が変更される旨を記載することがあります。
- (ロ) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンド基本情報」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (ハ) 目論見書の冒頭に投信基本用語についての説明や巻末に用語集および約款を添付することがあります。
- (ニ) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容の記載とすることがあります。
- (ホ) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5 運用状況」、「第2 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」についての情報の一部をグラフ化し、目論見書中に記載することがあります。
- (ヘ) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (ト) 要約目論見書(本件届出効力発生後は要約目論見書)を使用することがあります。
- 添付書類(要約目論見書、要約目論見書) 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口の規定に基づき、以下の通りとします。
- (1) 当該要約目論見書、要約目論見書は、ロゴ・マーク、図案、写真、キャッチコピー等を使用する場合があるほか、ファンドの基本的性格を記載し、リーフレット、

チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）等として使用されるほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体および書籍等に掲載されることがあります。

(2) 当該要約目論見書、要約目論見書は使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラストおよび以下の趣旨を記載して使用することがあります。

- ・ 値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。元金が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は、預金商品や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・ お申込みの際には、必ず目論見書をご覧ください。
- ・ 証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

(3) ファンドマネージャーの氏名、略歴、写真等を掲載することがあります。

(4) 有価証券届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」5 運用状況（1）投資状況、（2）運用実績および「第2 ファンドの経理状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報の記載およびグラフで表示した情報の記載をすることがあります。

(5) ファンドにかかる下記のデータを、数値、表、グラフ等で記載することがあります。なお、記載にあたっては、データを随時更新することがあります。その際、過去の運用実績であり今後の運用成果を示すものではない旨を注記する場合があります。

- ・ 運用資産の対純資産組入比率
- ・ 収益分配金実績
- ・ 基準価額の推移、設定来または直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、3年、5年等の騰落率、収益率、ファンドリスク
- ・ 組入上位銘柄、組入業種と対純資産組入比率
- ・ 投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング

(6) マザーファンドへの投資比率・投資額、マザーファンドの組入比率・組入額等に関する説明を文章、数値、またはグラフで表示することがあります。なお、上記の内容について、マザーファンドの資産のうちファンドに属するとみなした額をファンドに合計した実質組入比率、実質組入額等により表示することがあります。

(チ) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

2. 内国投資信託受益証事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続および無記名式から記名式への変更、または記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続により行うことができます。名義書換手続は委託会社にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。名義書換の手続は、毎計算期間の末日から15日間停止されます。ただし、分配金再投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

特に定めていません。

(3) 受益者に対する特典

特典はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。

約 款

追加型証券投資信託 トヨタアセット配当フォーカスオープン 約款

運用の基本方針

約款第 20 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとし、

1. 基本方針

この投資信託は、主として「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」受益証券(以下、「マザーファンド」といいます。)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

1. 企業の経営姿勢が現れる「配当」に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行なう「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」受益証券に投資します。
2. 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行ないます。
3. 株式への投資にあたっては、株式ポートフォリオの約 7 割については、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼を置いて、総合的に評価し、組入れ銘柄を選定します。
4. これらの銘柄については、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。
5. 残りの株式ポートフォリオの約 3 割程度は、配当を考慮して抽出した銘柄群の中から、当社開発のスコアリングモデルを活用して銘柄を選択し、投資環境に応じて適宜組入れます。
6. ファンドに組入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄の中から選択します。
市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。
7. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態を高位を保つことを基本とします。
8. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属すると見なした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。

9. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- (7) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- (8) 有価証券先物取引等は約款第 24 条の範囲で行ないません。
- (9) スワップ取引は約款第 25 条の範囲で行ないません。
- (10) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第 26 条の範囲で行ないません。
- (11) 外国為替予約取引は約款第 31 条の範囲で行ないません。

4. 収益分配方針

毎決算時(毎年 1 回、原則として 1 月 25 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

基準価額水準、市況動向等を勘案して経費控除後の配当等収益を中心に分配します。なお、経費控除後の売買益等については、基準価額水準を勘案して分配することがあります。分配対象収益が少額の場合や基準価額水準によって分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、トヨタアセットマネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 2 条 委託者は、金 200 億円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受け、
委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項または第 54 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
信託財産のうち、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとし、

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。
前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければならない。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の取得単位、価額および手数料】

第11条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により発行された受益証券の取得申込者に対して、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定めるトヨタアセット配当フォーカスオープン累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「トヨタアセット配当フォーカスオープン累積投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申し込みに応じることができます。
前項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の基準価額に、第3項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる当該価額は、1口につき1円に第3項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるところによるものとします。
前2項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。
前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得の申込の受付

けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
前項の規定による名義書換の手続は、第41条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第13条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 1．有価証券
 - 2．有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - 3．有価証券オプション取引にかかる権利
 - 4．外国市場証券先物取引にかかる権利
 - 5．金銭債権
 - 6．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
 - 7．金融先物取引にかかる権利
 - 8．金融デリバティブ取引にかかる権利
 - 9．次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、）
- ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
- 1 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - 2．為替手形

【運用の指図範囲】

第19条 委託者は、信託金を、トヨタアセットマネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトヨタアセット配当フォーカスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券、第12号ならびに第16号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただ

し、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、かつ

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内としま

す。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産

にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【外貨建資産への投資制限】

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を

乗じて得た額をいいます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

【外国為替予約の指図】

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

【保管業務の委任】

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 33 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 34 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第 35 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第 36 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 37 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、株式の清算分配金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 38 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益お

よび損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借換、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 41 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 6 月 22 日から平成 17 年 1 月 25 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第 43 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ただし、信託財産の財務諸表の監査に要する費用については、委託者は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。

【信託報酬等の額】

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 46 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第

47 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。ただし、第 49 条第 2 項より信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

前各項（第 2 項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認め収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第 49 条 受益者は、平成 16 年 7 月 22 日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については 1 口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合に限り、平成 16 年 6 月 22 日から平成 16 年 7 月 21 日までの間、自己が有する受益証券について、委託者に 1 口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については 1 口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、

第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて算定した価額とします。

【信託契約の解約】

第 50 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第 51 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 55 条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第 52 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 55 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 53 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この

信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第56条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年6月22日

委託者 東京都港区海岸一丁目11番1号
トヨタアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社

親投資信託 トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド 約款

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東京証券取引所第一部並びに第二部上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1. 企業の経営姿勢が現れる「配当」に着目して投資すること、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
2. 株式への投資にあたっては、株式ポートフォリオの約7割については、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼を置いて、総合的に評価し、組入れ銘柄を選定します。
3. これらの銘柄については、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。
4. 残りの株式ポートフォリオの約3割程度は、配当を考慮して抽出した銘柄群の中から、当社開発のスコアリングモデルを活用して銘柄を選択し、投資環境に応じて適宜組入れます。
5. ファンドに組入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄の中から選択します。
市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。

6. 株式の組入比率は、通常の状態では高位を保つことを基本とします。

7. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

8. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (4) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (7) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (8) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないません。
- (9) スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- (10) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第19条の範囲で行ないません。
- (11) 外国為替予約取引は約款第24条の範囲で行ないません。

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、トヨタアセットマネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。
受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金200億円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項または第46条第2項の規定による解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【受益者】

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするトヨタアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
信託財産のうち、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。
予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければならない。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
1. 有価証券
 2. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 3. 有価証券オプション取引にかかる権利
 4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 5. 金銭債権
 6. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
 7. 金融先物取引等にかかる権利
 8. 金融デリバティブ取引にかかる権利
 9. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、）
- ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
1. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 2. 為替手形

【運用の指図範囲】

第12条 委託者は、信託金を次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の

指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図】

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行なうものとします。

【外貨建資産への投資制限】

第 22 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 20 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 27 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第 28 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借換、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 6 月 22 日から平成 17 年 1 月 25 日までとします。前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額】

第 36 条 委託者および受託者はこの信託契約に関して信託報酬を收受しません。

【利益の留保】

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金の全額を委託者に交付します。
受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第 40 条 委託者は、受託者により償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

【信託の一部解約】

第 41 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べた旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第 44 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 16 年 6 月 22 日

委託者 東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号
トヨタアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 3 号
ユーエフジェイ信託銀行株式会社

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 45 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べた旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 48 条 第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 42 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 28 条第 1 項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 33 条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

用語集

計算期間

ファンドの損益を計算するうえでの単位期間をいい、ファンド毎に定められます。原則として1年または6ヵ月とすることが一般的です。各計算期間の末日が決算日です。当ファンドでは、原則1年間ですが、第1計算期間は、平成16年6月22日から平成17年1月25日までの約7ヶ月間となっています。

個別元本

受益者毎のファンド取得時の単価をいい、課税上の基準となります。(申込手数料およびその消費税を含みません)。なお、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。

マザーファンド

投資家が購入する各ファンドはベビーファンドと呼ばれ、ベビーファンドは原則として別に設定したマザーファンドの受益証券に投資します。ベビーファンドの資金をまとめることにより、運用効率を高めることをねらいとしています。

「トヨタアセット配当フォーカスオープン」はベビーファンドで、当ファンドは、「トヨタアセット配当フォーカスマザーファンド」を通じて主としてわが国の株式市場に投資を行います。

銘柄候補群の選定(スクリーニング)

一般に、ファンドに投資する個別銘柄を決定する前に、まず、投資対象銘柄数の絞り込みを行います。これを銘柄候補群の選定(スクリーニング)といいます。

当ファンドでは、東証1部、2部上場の約2100銘柄の中から約300~400銘柄程度までに絞り込みを行ない銘柄候補群を選定します。

次に銘柄候補群から投資する銘柄を選別し決定します。

ポートフォリオ

金融資産の内訳や組合わせのことです。投資信託の場合、ファンドが保有する資産の内容のこととも指します。